「　新聞折込み料　131,378　㈱新潟日報ネットサービス柏崎営業所　柏崎市　」を削り、
「　合　計　2,574,386　」を
「　合　計　2,443,008　」に改める。

〔自由民主党〕自由民主党滋賀県第三選挙区支部の項7中

「　光熱水費　248,881
　備品・消耗品費　284,450」を
「　光熱水費　224,893
　備品・消耗品費　308,438」に改め、

同項8中

「　パソコン代　98,600　㈱関西ケーズデンキ　水戸市　」の次に、
「　一件五万円未満の計　23,988　」を加え、
「　合　計　284,450　」を
「　合　計　308,438　」に改める。

〔自由民主党〕自由民主党長崎県第一選挙区支部の項4中

「　人件費　9,966,395
　備品・消耗品費　1,260,605」を
「　人件費　9,473,255
　備品・消耗品費　1,753,745」に改め、

同項5中

「　〃　81,549　〃　〃　」の次に、
「　事務所内備品　87,060　㈱ヤマダ電機　高崎市
　〃　151,200　リコージャパン㈱　長崎市
　〃　50,760　扇精光ソリューションズ㈱　〃　を加え、
　自動車リース料　136,080　㈱トヨタレンタリース長崎　〃
　〃　68,040　〃　〃　」
「　合　計　1,260,605　」を
「　合　計　1,753,745　」に改める。

〔自由民主党〕総括文書（支部分）の要旨の項6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	4,496,513,308
人件費	3,009,819,474
光熱水費	79,136,969
備品・消耗品費	410,804,510
事務所費	996,752,355
政治活動費	3,591,060,310
組織活動費	492,955,954
選挙関係費	1,887,616,092
機関紙誌の発行その他の事業費	1,160,390,803
機関紙誌の発行事業費	231,620,036
宣伝事業費	928,770,767
調査研究費	50,097,461
合　計	8,087,573,618

〔自由民主党〕総括文書（本部及び支部分）の要旨の項6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	8,266,092,343
経常経費	7,205,226,921
人件費	5,036,704,484
光熱水費	79,136,969
備品・消耗品費	432,088,756
事務所費	1,657,296,712
政治活動費	6,853,650,845
組織活動費	956,246,521
選挙関係費	4,238,143,464
機関紙誌の発行その他の事業費	1,494,144,835
機関紙誌の発行事業費	454,410,613
宣伝事業費	1,039,734,222
調査研究費	165,116,025
合　計	22,324,970,109

○厚生労働省告示第二百十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年五月三十一日から適用する。

平成二十九年五月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。